

会員規約

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人日本母乳バンク協会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、品川区旗の台1-5-8 昭和大学9号館204室に置く。

(目的)

第3条 この会は、母乳バンクに関する活動（公益活動）を行い、新生児医療に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- (1) ドナーミルクの提供
- (2) 新生児栄養に関する講演会開催

(会員種別)

第5条 この会の会員は、正会員・個人会員・賛助会員の3種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。なお、正会員は**Gold会員・Silver会員・A会員・B会員・C会員**の5区分とし、その区分に応じたドナーミルク提供量は以下のとおりとする。

Gold会員：年間600まで

Silver会員：年間400まで

A会員：年間200まで

B会員：年間100まで

C会員：年間50まで

(ドナーミルク使用量増加に伴い令和4年度より、**Gold会員・Silver会員**を新たに設定)

(2) 個人会員ならびに賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 **Gold会員：年間90万円、Silver会員：年間60万円、** A会員：年間30万円、
B会員：年間15万円、C会員：年間10万円
- (2) 個人会員：一口年間1万円で何口でも可

(3) 賛助会員 一口年間 10 万円で何口でも可

第 8 条（会員資格の有効期間・継続・変更

会員資格の有効期間は入会日より翌 3 月 31 日までとする。

②会員資格の継続を希望する会員は、有効期間の満了日である翌 3 月 31 日までに、次年度の年会費を所定の方法にて入金するものとする。入金がない場合は、有効期間の満了日をもって会員資格を失効する。

③会員種別の変更を希望する会員は、有効期間の満了日である翌 3 月 31 日までに変更届を提出し、新しい会員種別の年会費を納入しなければならない。』

（退会）

第 9 条 会員は、退会届を代表理事に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会費を 1 年以上納入しないとき。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 27 日から施行する。

第 2 版 令和 4 年 1 月 18 日改訂

第 5 条会員種別に Gold 会員ならびに Silver 会員を追補

第 7 条会費に Gold 会員ならびに Silver 会員の会費を追補